歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議 第4回 討議要旨(案)

日時:平成29年7月25日(火)14:00~16:00

場所:合同庁舎2号館共用会議室3A・3B

(構造関係規定)

- 解体修理等、大きな工事でないと現行基準に適合させるのは難しく、工事の範囲に よって適合させられる範囲は変わってくる。
- 多雪区域の場合、積雪荷重の分かなり軸組を補強しなければならないので、冬季間は使わない、冬季だけ仮設の補強を入れる、雪下ろしをまめに行うといった対策を 行っている。
- RC や鉄骨について、今は告示で仕様がきっちり決まってしまい古い建物が適合しなくなっているが、耐震診断方法はいろいろあり、診断を行うとしっかりしたものとなっている場合も多い。
- 文化庁の「重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引」において、重要文化 財に関する耐震診断例や耐震補強結果が実例として紹介されており、非常に参考に なる。
- 国交省の「伝統的構法データベース」において、伝統的構法の構造設計において用いることができる実験データ等が公表されており、参考にできると良い。
- 学校について、大規模になると消火栓の数も増えてくると思われ、その際プールの 水などが使える可能性があるが、自治体によってはプールの水は消火用水として認 めないところもあり、課題となる。
- 古民家などで大きな庇の縁側の部分を補強しにくく、人が居る部分はしっかりと補 強して、それ以外は、装飾という解釈をすることも一つの方法。
- 代替措置に関する事例で構造に関して実施した措置のうち、構造に対する措置を何も行わないというのは、自治体からは出しにくいため、このようなパターンもあり得るという紹介ができれば良い。

(保存活用計画について)

- 建築審査会で最後にひっくり返らないための事前の調整が必要であることや、保存 活用計画をあまり明確に書き込みすぎると後戻りできなくなるということから、本 来なら建築指導部局が主担当となることが適当である。
- これから保存活用計画を作ろうとしている自治体が、策定主体が市長と所有者のど ちらを選択するのかということを検討する際の参考となるよう両者の特徴につい て、解説してはどうか。
- 策定主体が所有者の場合、所有者に専門知識がないとすれば工務店なり設計事務所 のアシストが必要であり、それに対する配慮も必要。
- 京都市の場合、公的には景観街づくりセンターや市役所が窓口として相談を受けていて、文化財マネジャーという制度がありそこで人材育成した方が所有者の相談に

応じている。一方で、民間の中でも、京町家のいろいろな市民活動団体の皆さんの中で工務店や設計者といった技術者の方が市民に近いところで活動をしている。また計画策定の労力を考え、助成制度を運用している。

(その他)

○ 代替措置に関する事例の作成に向けて今後内容の調整を行い、統一的な記載に事務 局の方で整える作業を実施していく。

一以上一